

令和7年度

龍ヶ崎市子どもを守るネットワーク 代表者会議

日時:令和7年7月10日(木)

午後1時30分~

会場:5階 全員協議会室

..... 次 第

1 開 会

2 福祉部長あいさつ

3 議 題

- (1)龍ヶ崎市子どもを守るネットワークの概要
- (2)児童虐待対応における主な関係機関の役割
- (3)令和6年度児童虐待相談の状況

4 質疑応答

5 閉 会

6 講 話 テーマ : 「 児童虐待の現状等について 」

講 師 : 茨城県土浦児童相談所
所長 藤枝 洋明 氏

龍ヶ崎市子どもを守るネットワークの概要

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)
協議会調整機関(市町村児童福祉担当課)

【役割】 支援対象児童等の早期発見
支援対象児童等に対し、迅速に支援を開始
関係機関等がその子ども等に関する情報や考えを共有し、適切な連携を図る

◎ 協議会参加者(構成員)には、児童福祉法25条の5『守秘義務』が課せられる

代表者会議

【役割】
・虐待防止への認識の向上
・実務者会議等が円滑に行われる
環境づくり

【参加者】
各機関の代表者

【開催頻度】
年1回

【活動内容】
①関係機関との連携・協力・情報交換
②広報・啓発

実務者会議

【役割】
・虐待防止策に向けた課題の整理
・支援対象児童の実態把握・支援を行っているケースの総合的な把握

【参加者】
各機関の実務者

【開催頻度】
全体会:年2回
実務者ケース進行管理会議:年6回

【活動内容】
①定期的な情報交換
②管理ケースの状況確認と支援方針の適正を図る

個別ケース検討会議

【役割】
・個別ケースの支援

【参加者】
関わりを有する関係機関の担当者

【開催頻度】
必要に応じて適宜

【活動内容】
①支援方法の確立
②支援の経過報告及びその評価、
新たな情報の共有
③次回会議(評価及び検討)の確認

<効果的な運営方法>

- 1 「子どもの安全確保と権利擁護」→その子どもにとって何が一番良いのか「子どもの最善の利益」を考える
- 2 前向きな議論→済んだことを責めず、今後について検討する。
- 3 共通理解と尊重→それぞれの機関の役割や意見を否定・責めることなく、できることを話し合う。
- 4 支援方法に基づく各機関の役割分担と説明の明確化
- 5 うまく進んでいない場合には速やかに支援方針の見直しを行う。
- 6 地域資源の活用→家庭を対象とした包括的支援

警察・消防

民生委員・児童委員

保育所・保育園・認定こども園
子育て支援センター

こども家庭センター

保健所・法務局

児童相談所

学校・教育委員会

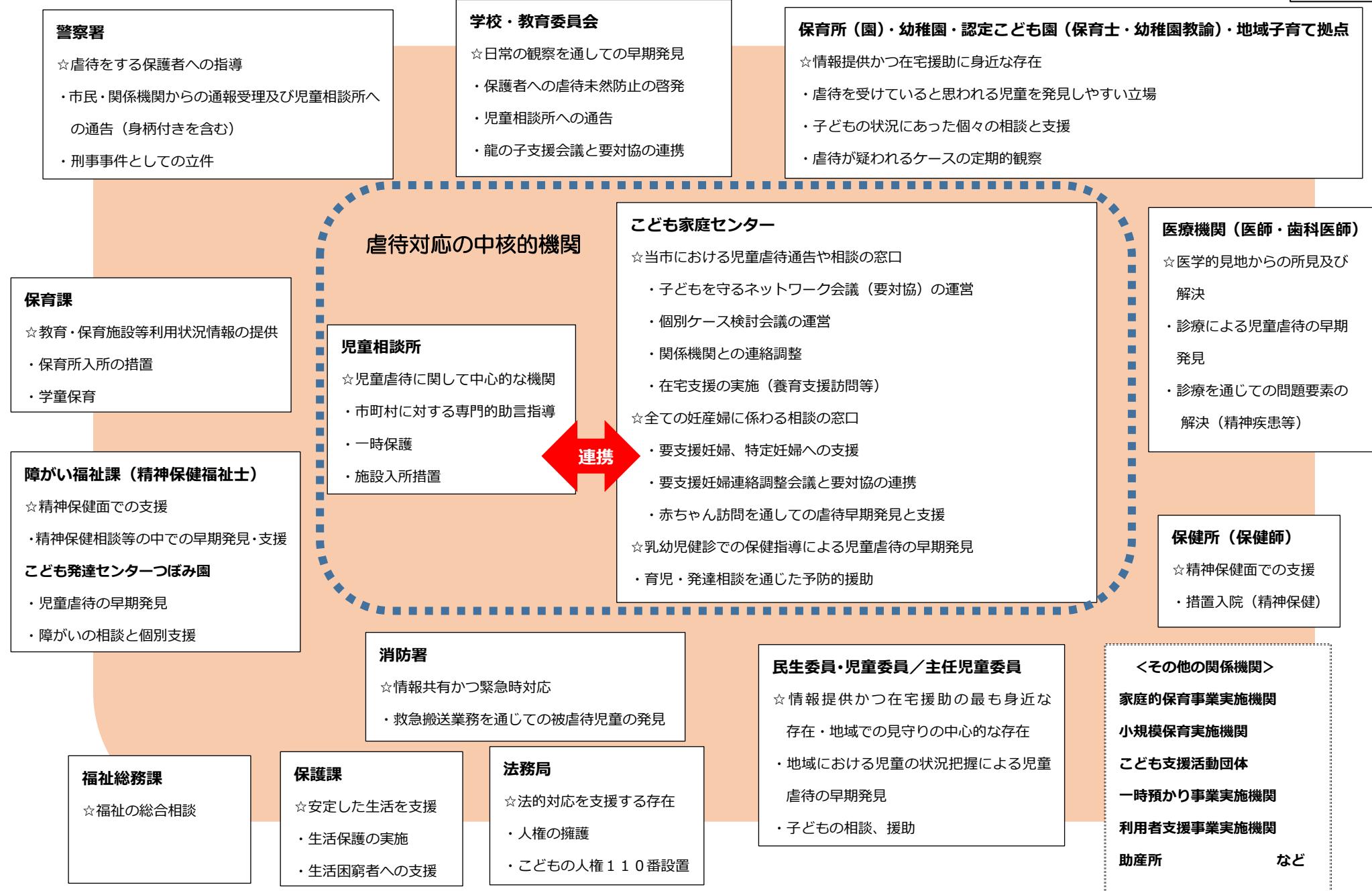
医師会・医療機関

障がい福祉担当課

その他

児童虐待対応における主な関係機関の役割

資料2



令和6年度児童虐待相談の状況

1) 龍ヶ崎市及び児童相談所等の虐待相談件数の推移(令和2年度～令和6年度)

単位：件

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
龍ヶ崎市	80	85	119	96	65
土浦児童相談所	1,141	1,263	1,641	1,568	1,729
茨城県	3,478	3,743	4,033	4,134	4,233
全国	205,044	207,660	214,843	225,509	集計中

集計)相談件数には、実態調査の結果虐待に当てはまらないケースも含まれています。

2) 龍ヶ崎市の虐待相談種別件数の推移(令和2年度～令和6年度)

単位：件

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	21	32	22	23	19
性的虐待	4	6	5	2	1
心理的虐待	39	33	56	46	21
ネグレクト	16	14	36	25	24
計	80	85	119	96	65

3)令和6年度 虐待相談の相談種別・経路

単位：件

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
児童相談所	2	0	1	2	5
福祉事務所	2	0	1	0	3
保健センター	0	0	1	0	1
警察署	0	0	0	0	0
保健所	0	0	0	0	0
医療機関	1	0	2	1	4
保育園(所) 幼稚園 認定こども園	4	0	2	9	15
学校	5	0	0	4	9
教育委員会等	0	0	0	1	1
児童委員	0	0	1	1	2
家族・親戚	4	0	7	2	13
近隣・知人	0	0	5	3	8
児童本人	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	1	4
計	19	1	21	24	65

4)令和6年度 虐待相談の主な虐待者

単位：件

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	20	6	32	1	6	65

5)令和6年度 被虐待者の年齢・相談種別

単位：件

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0~2歳児	1	0	4	6	11
3歳~就学前児童	6	0	10	5	21
小学生	10	1	5	7	23
中学生	1	0	2	5	8
高校生・その他	1	0	0	1	2
計	19	1	21	24	65

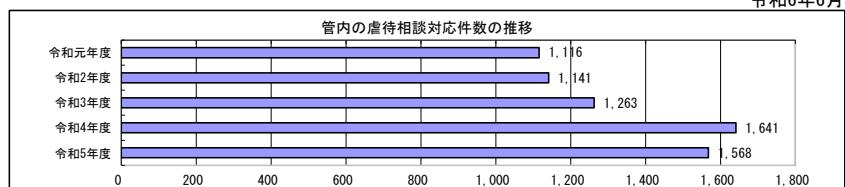
資料4

土浦児童相談所管内における児童虐待相談対応件数等(速報値)

土浦児童相談所
令和6年6月

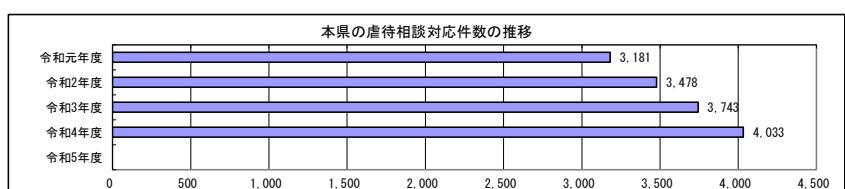
管内の虐待相談対応件数の推移

	虐待相談	全相談	割合(%)
令和元年度	1,116	2,182	51.1
令和2年度	1,141	2,539	44.9
令和3年度	1,263	2,828	44.7
令和4年度	1,641	2,909	56.4
令和5年度	1,568	2,841	55.2



本県の虐待相談対応件数の推移(集計中)

	虐待相談	全相談	割合(%)
令和元年度	3,181	6,754	47.1
令和2年度	3,478	8,245	42.2
令和3年度	3,743	8,396	44.6
令和4年度	4,033	7,824	51.5
令和5年度			



管内虐待の種類別

	虐待相談	身体的	ネグレクト	性的	心理的
令和元年度	1,116	362	155	15	584
令和2年度	1,141	353	168	12	608
令和3年度	1,263	287	155	15	806
令和4年度	1,641	428	246	13	954
割合(%)		26.1	15.0	0.8	58.1
令和5年度	1,568	358	173	18	1,019
割合(%)		22.8	11.0	1.2	65.0

本県虐待の種類別(集計中)

	虐待相談	身体的	ネグレクト	性的	心理的
令和元年度	3,181	856	439	42	1,844
令和2年度	3,478	877	420	36	2,145
令和3年度	3,743	880	455	45	2,363
令和4年度	4,033	1,012	548	41	2,432
割合(%)		25.1	13.6	1.0	60.3
令和5年度	割合(%)				

管内経路別

	虐待相談	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	保健所	医療機関	施設等	警察・家裁	学校等	児童委員	その他
令和元年度	1,116	147	124	8	21	0	29	15	558	117	0	97
令和2年度	1,141	141	222	11	78	0	24	10	576	58	1	20
令和3年度	1,263	73	112	11	20	0	17	6	647	71	0	306
令和4年度	1,641	191	148	12	37	1	21	20	763	111	0	337
割合(%)		11.6	9.0	0.7	2.3	0.1	1.3	1.2	46.5	6.8	0.0	20.5
令和5年度	1,568	138	131	32	26	0	20	12	667	99	0	443
割合(%)		8.8	8.4	2.0	1.7	0.0	1.3	0.8	42.5	6.3	0.0	28.3

管内虐待者別

	虐待相談	実父	割合(%)	実父以外父	割合(%)	実母	割合(%)	実母以外母	割合(%)	その他	割合(%)
令和元年度	1,116	533	47.8	69	6.2	506	45.3	5	0.4	3	0.3
令和2年度	1,141	528	46.3	59	5.2	534	46.8	0	0.0	20	1.8
令和3年度	1,263	629	49.8	77	6.1	545	43.2	3	0.2	9	0.7
令和4年度	1,641	787	48.0	81	4.9	740	45.1	5	0.3	28	1.7
令和5年度	1,568	745	47.5	70	4.5	720	45.9	17	1.1	16	1.0

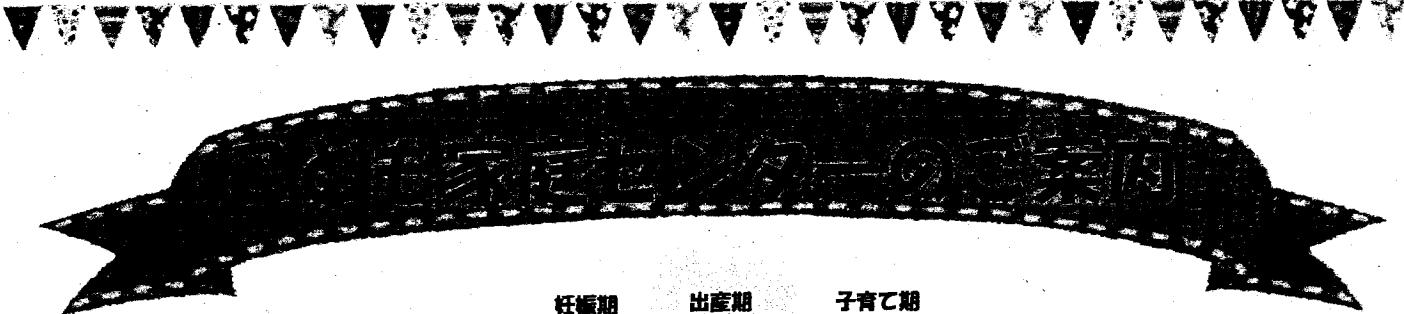
管内年齢別

	虐待相談	0～2歳児	割合(%)	3歳～就学前	割合(%)	小学生	割合(%)	中学生	割合(%)	高校生他	割合(%)
令和元年度	1,116	188	16.8	271	24.3	391	35.0	180	16.1	86	7.7
令和2年度	1,141	214	18.8	276	24.2	379	33.2	185	16.2	87	7.6
令和3年度	1,263	224	17.7	307	24.3	458	36.3	181	14.3	93	7.4
令和4年度	1,641	298	18.2	376	22.9	595	36.3	248	15.1	124	7.6
令和5年度	1,568	271	17.3	255	16.3	659	42.0	262	16.7	121	7.7

管内市町村別虐待相談対応件数

	全体	土浦	石岡	龍ヶ崎	取手	牛久	つくば	守谷	稲敷	かすみがうら	つくばみらい
令和元年度	1,116	232	77	84	89	124	237	61	29	26	37
令和2年度	1,141	215	75	79	101	126	253	67	41	35	43
令和3年度	1,263	203	86	124	93	123	296	84	40	39	59
令和4年度	1,641	257	102	120	107	153	449	62	55	41	90
令和5年度	1,568	320	116	142	115	130	371	76	52	45	58

美浦	阿見	河内	利根	管外
16	78	3	8	15
15	71	0	10	10
10	81	4	9	12
19	140	11	22	13
22	85	8	8	20



妊娠期 出産期 子育て期

こども家庭センターは、児童福祉機能と母子保健機能を一体的に提供し、地域の子どもたちとそのご家庭を支援します。

相談支援

お子さんや家庭に関するさまざまなお悩みや問題について、専門のスタッフが相談に応じます。お気軽にご相談ください。

- ・児童虐待の相談
- ・ヤングケアラーの相談
- ・DV相談

子育てに関する支援

お子さんの健康状態を確認したり、子育てに抱える不安や疑問について相談に応じるなど、子どもたちが安心して成長できる環境づくりを行います。

- ・乳幼児健診
- ・離乳食教室
- ・子どもの健康相談
(保健師等による個別相談)
- ・おひさまくらぶ
(未就学のお子さんの発達相談)
- ・たんぽぽくらぶ
(小学生までのお子さんの育児相談)

児童福祉に関する支援

子育て家庭に対して支給される手当や、母子家庭や寡婦に対しての支援を行います。

- ・児童手当
- ・児童扶養手当
- ・母子家庭や寡婦等に関する支援

妊娠婦への支援

妊娠中や出産後の母親に対して、心身のケアや育児に関する情報提供を行います。安心して出産・育児ができるようサポートします。

- ・不妊治療費用助成
- ・妊娠判定費用助成
- ・母子健康手帳の交付
- ・マタニティタクシー費用助成
- ・プレママ・プレパパ教室
- ・禁煙外来治療費用助成
- ・産後ケア
- ・産前産後家事支援等支援
(たつのこヘルパー)

～ひとりで悩まないで、お気軽にご相談ください～

妊娠・出産・子育てに関するさまざまな悩みは、人に相談しにくい、誰に相談すれば良いのかわからないという方も沢山います。悩んだ時はどうかひとりで抱え込まずに、お気軽にご相談ください。

相談窓口 こども家庭センター
所在地 龍ヶ崎市3543番地 保健福祉棟1F
電話番号 0297-64-1111(代表)
開所時間 月～金曜日
※祝日・年末年始除く(午前9時～午後5時)



龍ヶ崎市子どもを守るネットワーク要綱

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、龍ヶ崎市子どもを守るネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護児童 法第6条の3第8項に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
- (2) 要支援児童 法第6条の3第5項に規定する保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- (3) 特定妊婦 法第6条の3第5項に規定する出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(所掌事項)

第3条 ネットワークは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に対する支援の内容に関する協議
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、第1条に規定する設置目的の達成について必要な事項

(組織)

第4条 ネットワークは、次に掲げる機関等をもって組織する。

- (1) 茨城県土浦児童相談所
- (2) 茨城県竜ヶ崎保健所
- (3) 龍ヶ崎市(福祉部福祉総務課、こども家庭センター、保育課、障がい福祉課及び保護課)
- (4) 龍ヶ崎市教育委員会(文化・生涯学習課、指導課及び教育センター)
- (5) 一般社団法人龍ヶ崎市医師会
- (6) 龍ヶ崎市歯科医師会
- (7) 茨城県竜ヶ崎警察署
- (8) 龍ヶ崎市民生委員児童委員連合協議会
- (9) 稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部龍ヶ崎消防署
- (10) 水戸地方法務局龍ヶ崎支局
- (11) 龍ヶ崎市内の小学校及び中学校
- (12) 龍ヶ崎市内の認定こども園、幼稚園及び保育所

(13) その他市長が特に必要と認める機関等

(会議等)

第5条 ネットワークは、代表者会議及び実務者会議(前条に規定する機関等の実務者全員で構成する全体会及び実務者の一部で構成するケース進行管理会議をいう。以下同じ。)並びに個別ケース検討会議で構成する。

2 代表者会議は、前条に規定する機関等の代表者で構成し、児童虐待事案その他の第3条に規定する事項に関する事案(以下「児童虐待事案等」という。)に対する当該構成機関等相互の連携が円滑に行われることを目的に年1回開催するものとする。

3 実務者会議は、前条に規定する機関等の実務者で構成し、情報の交換、支援を行っている事案の状況の把握及び次項に規定する個別ケース検討会議において課題とされた事項の検討並びにその他ネットワークの活動に関する必要な事項の協議を行うものとする。

4 個別ケース検討会議は、前条に規定する機関等の中で個々の児童虐待事案等又は児童虐待事案等と疑われる事案に直接関わりを有する機関等又は関わりを有することになる可能性があると判断される機関等の実務者で構成し、個々の事案につき、状況の確認及び支援の方法の検討並びにその他必要な事項の協議を行うものとし、構成員の発議により必要に応じて開催するものとする。

5 代表者会議及び実務者会議にそれぞれ座長を置き、構成員の互選により選出する。

6 座長は、会議の招集、進行及び活動推進の総合的な連絡調整を行う。

7 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

(秘密の保持)

第6条 ネットワークの構成員は、会議及びこの活動を通じて知り得た個人に関する事項について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務局は、福祉部こども家庭センターに置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成17年9月1日から施行する。

付 則(平成19年3月13日告示第22号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月30日告示第47号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成23年4月14日告示第73号)